

神奈川県国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業  
(かながわスタートアップ・ビザ) に関するQ & A

(目次)

**1. 利用できる人や利用するメリットなど**

- 質問1 どのような人が利用できますか。
- 質問2 私は既に他の在留資格を持っていますが、新たに創業するので「経営・管理」の在留資格に変更したいと考えています。この制度を利用できますか。
- 質問3 現在は海外に住んでいます。将来、来日することを考えていますが、この制度を利用できますか。
- 質問4 現在は神奈川県外（日本国内）に住んでいます。将来、神奈川県内に転居する予定ですが、この制度を利用できますか。
- 質問5 現在は神奈川県内に住んでいます。近日中に県外に転居する予定ですが、この制度を利用できますか。
- 質問6 私は神奈川県内に住み、事業所は神奈川県外に設ける予定です。この制度を利用できますか。
- 質問7 この制度のメリットは何ですか。また、入国管理局で付与される通常の「経営・管理」の在留資格との違いは何ですか。
- 質問8 自分では創業せず（事業に携わらない）、家族（親族）が創業する予定です。私が申請できますか。
- 質問9 知人が経営している会社を引き継ぐ予定です。この制度を利用できますか。
- 質問10 2人以上で共同創業する予定です。どのように申請すればよいですか。
- 質問11 2人以上で創業する予定ですが、経営に携わるのは私だけで、他の人は従業員として勤務する予定です。どのように申請すればよいですか。
- 質問12 この制度を利用する6カ月間は、創業の準備と同時に、日本で働いて、創業のために必要な資金を貯めたいと考えています。可能ですか。

**2. 申請手続について**

- 質問13 申請書類はどこで入手できますか。また、どこに提出すればよいですか。
- 質問14 正式な申請の前に、事前相談は必要ですか。
- 質問15 事前相談は直接窓口で行う必要がありますか。電話やメールでもよいですか。
- 質問16 申請は直接窓口で行う必要がありますか。郵送やメールによる提出もできますか。
- 質問17 申請の際に手数料等はかかりますか。
- 質問18 代理人が申請手続を行うことはできますか。
- 質問19 申請後、回答までどのくらいの期間がかかりますか。
- 質問20 神奈川県から「創業活動確認証明書」をもらえば、必ず「経営・管理」の在留資格の認定を受けられますか。
- 質問21 「創業活動確認」では、創業活動のどのような点を確認するのですか。また、確認した結果、「創業活動確認証明書」をもらえないことはありますか。
- 質問22 申請書を提出後、住所（あるいは連絡先）や事業内容等を変更することは

できますか。またその場合の手続はどうなりますか。

質問 23 審査の結果はどのように連絡されますか。「創業活動確認証明書」はどこで受領できますか。また、「創業活動確認証明書」をもらえない場合は理由を教えてくださいませんか。

質問 24 「創業活動確認証明書」に有効期間はありますか。

### 3. 創業活動計画書等の記入について

質問 25 記入の仕方がわからない場合、どこに聞けばよいですか。

質問 26 書類の記入スペースが足りない場合、どうすればよいですか。

質問 27 自分の国の言葉で記入してよいですか。また、添付書類（原本）が日本語でない場合、日本語訳をつける必要がありますか。

質問 28 創業する事業の全体像が固まっています。記入できないところは空欄でよいですか。

質問 29 現在はホテルに短期滞在しています。申請者の住所欄には何を記入すればよいですか。

質問 30 「1. 申請人の概要（2）事業における申請人の役職・役割」にはどのようなことを記入すればよいですか。

質問 31 「1. 申請人の概要（3）創業の背景となる資格、職歴、特殊技能、保有特許など」にはどのようなことを記入すればよいですか。特にない場合、空欄でよいですか。

質問 32 私は会社を設立せずに事業を始める予定です。「1. 申請人の概要（5）創業の予定」の「ア 開業予定日」や「オ 資本金・出資総額（又は自己資金）」にはどのようなことを記入すればよいですか。

質問 33 自分の創業する事業が、この制度を利用できる対象業種に当てはまるかわかりません。また、「神奈川県知事が特に認めるもの」に当たる事業とはどのような事業ですか。

質問 34 日本の経済事情に詳しくないため、「2. 事業の概要（2）の「販売先、販売方法、販売単価」や（3）の「原価率、原価の内訳」などについて、具体的な内容、金額がわかりません。どのように記入すればよいですか。

質問 35 私は営利を目的としない事業（社会貢献事業など）を創業する予定です。「2. 事業の概要（5）収益を上げることが可能な理由、神奈川県市場における競合他社との差別化要因」は空欄でよいですか。

質問 36 売上や費用がどのくらいになるかわかりません。「3. 利益計画」はどのように書けばよいですか。また、売上や費用の内訳はどのような科目を入れればよいですか。

質問 37 「3. 利益計画」と「4. 開業時の資金計画」の違いは何ですか。

質問 38 「4. 開業時の資金計画」の「創業活動の工程表」には何を記入すればよいですか。また、記載上のポイントがあれば教えてください。

質問 39 入国後すぐに開業する予定です。その場合でも「創業活動の工程表」に6カ月分の予定を書く必要がありますか。

質問 40 私は印章を使ったことがありません。書類には必ず押印する必要がありますか。

#### 4. 添付資料について

質問 41 「申請人の上陸後 6 カ月間の住居を明らかにする書類」(様式第 1 号の添付資料①)とは具体的にどのようなものですか。

質問 42 「履歴書」(様式第 1 号の添付資料③)にはいつからの経歴を記入すればよいですか。学歴や職歴等が多すぎて書き切れない場合、どうすればよいですか。

質問 43 「その他参考となるべき書類」(様式第 1 号の添付資料⑦)とは具体的にどのようなものですか。

#### 5. その他

質問 44 この制度を利用する 6 カ月の間に実施される進捗状況報告のための面談とは、具体的にはどのようなものですか。

質問 45 6 カ月の在留期間の満了時に、どのような手続が必要ですか。

## (質問と回答)

### 1. 利用できる人や利用するメリットなど

**質問 1** どのような人が利用できますか。

(回答 1)

この制度は、国家戦略特別区域における外国人起業家の受入れを促進するため、特例的に認められたものです。原則として、神奈川県内で新たに事業を始めるために、新たに入国する外国人の方が利用できます。

**質問 2** 私は既に他の在留資格を持っていますが、新たに創業するので「経営・管理」の在留資格に変更したいと考えています。この制度を利用できますか。

(回答 2)

原則として、利用できません。通常の在留資格の変更にあたりますので、入国管理局に相談することをお勧めします。

**質問 3** 現在は海外に住んでいます。将来、来日することを考えていますが、この制度を利用できますか。

(回答 3)

申請は可能です。但し、この制度は、神奈川県内で創業活動を行う方を対象としていますので、申請時に、この制度による「経営・管理」の在留資格の認定後、すぐに来日（来県）する予定がない場合は、創業活動計画書等の審査において、神奈川県内での創業活動が十分でないと判断される可能性があります。

**質問 4** 現在は神奈川県外（日本国内）に住んでいます。将来、神奈川県内に転居する予定ですが、この制度を利用できますか。

(回答 4)

申請は可能です。申請人の現住所に制限はありません。但し、事業所を神奈川県内に開設していただく必要がありますので、住所が遠方であるなど、神奈川県内で6カ月間の創業活動を行うのに適さない地域に居住している場合は、創業活動計画書等の審査において、神奈川県内での創業活動が十分でないと判断される可能性があります。

**質問 5** 現在は神奈川県内に住んでいます。近日中に県外に転居する予定ですが、この制度を利用できますか。

(回答 5)

申請は可能です。但し、事業所を神奈川県内に開設していただく必要がありますので、住所が遠方であるなど、神奈川県内で6カ月間の創業活動を行うのに適さない地域に転居予定の場合は、創業活動計画書等の審査において、神奈川県内での創業活動が十分でないと判断される可能性があります。

**質問 6** 私は神奈川県内に住み、事業所は神奈川県外に設ける予定です。この制度を利用できますか。

(回答 6)

利用できません。この制度は、神奈川県内で創業活動を行い、神奈川県内に事業所を設けて事業を始める方を対象としています。

**質問7** この制度のメリットは何ですか。また、入国管理局で付与される通常の「経営・管理」の在留資格との違いは何ですか。

(回答7)

この制度は、「経営・管理」の在留資格の特例として設けられました。通常の場合、外国人起業家が「経営・管理」の在留資格の認定を受けるためには、入国時に、事務所の開設と、2人以上の常勤従業員の雇用または500万円以上の出資等の要件を満たす必要があります。

この制度では、入国後6カ月以内にこれらの要件を満たす蓋然性が高く、創業活動が国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであり、事業計画が適正かつ確実なものであると認められた方について、事業を始めるための準備（創業活動）の期間として6カ月間の在留資格を付与するものです。申請人は、6カ月の滞在期間を使って、日本国内にいながらスピード感のある創業活動を行うことができます。また、6カ月の在留資格の場合、在留カードが交付されるため、事業所の賃貸借契約など様々な創業活動をスムーズに行いやすくなります。

通常の「経営・管理」の在留資格との違いとしては、通常の手続きは入国管理局で行われますが、この制度では、まず、神奈川県で「創業活動確認」を受けた後、神奈川県が交付する「創業活動確認証明書」（及び、その他資料）をもって入国管理局に申請するという2段階のステップが必要になります。

すでに通常の「経営・管理」の在留資格の認定を受けるための要件を満たしている場合は、直接、入国管理局で手続きすることをお勧めします。近い将来、神奈川県内で事業を始める予定があり、6カ月以内にその準備が完了する見込みがある方は、この制度を活用していただきたいと思います。

**質問8** 自分では創業せず（事業に携わらない）、家族（親族）が創業する予定です。私が申請できますか。

(回答8)

申請できません。この制度は、申請人は自分で事業を始める方（経営者、経営幹部等）に限ります。なお、家族が従業員として雇用される予定であっても、申請人とはなりません。ただし、他の在留資格に該当する可能性もありますので、入国管理局に相談することをお勧めします。

**質問9** 知人が経営している会社を引き継ぐ予定です。この制度を利用できますか。

(回答9)

利用できません。この制度は、新たに事業を始める方を対象としており、既にある事業を引き継ぐ場合は対象外となります。ただし、他の在留資格に該当する可能性もありますので、入国管理局に相談することをお勧めします。

**質問10** 2人以上で共同創業する予定です。どのように申請すればよいですか。

(回答 10)

在留資格の認定は個別に行いますので、一人ひとり申請書等を作成の上、申請してください。なお、2人以上の共同創業の場合、創業活動計画書の「2. 事業の概要」から「4. 資金計画」等は同一の内容になると思われませんが、それについては問題ありません。

**質問 11** 2人以上で創業する予定ですが、経営に携わるのは私だけで、他の人は従業員として勤務する予定です。どのように申請すればよいですか。

(回答 11)

この制度は、「経営・管理」の在留資格のうち「経営」を対象としています。従って、申請人は自身で新たに経営者や経営幹部として事業を始める方であり、創業メンバーであっても、従業員等は対象外となります。経営に携わるか否かは、事業への出資(比率)、事業における役割等で実質的に判断されます。

**質問 12** この制度を利用する6か月間は、創業の準備と同時に、日本で働いて、創業のために必要な資金を貯めたいと考えています。可能ですか。

(回答 12)

この制度で認められる6か月の在留期間は、創業活動を行っていただくための期間であり、就労を行うこと(資格外活動)は原則として認められません。従って、この制度を利用する間の生活資金及び創業活動に必要な資金があらかじめ確保されていない場合、「創業活動確認」は難しいと考えます。

## 2. 申請手続について

**質問 13** 申請書類はどこで入手できますか。また、どこに提出すればよいですか。

(回答 13)

申請書類の様式は、神奈川県ホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/startup-visa.html>

提出場所は以下のとおりです。

神奈川県産業労働局産業部産業振興課

所在地 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

(みなとみらい線日本大通り駅から徒歩すぐ 本庁舎2階)

電話 045-210-5639

受付曜日・時間 月曜から金曜の9時から12時、13時から17時

※ 日本の祭日、県庁の閉庁日を除きます

**質問 14** 正式な申請の前に、事前相談は必要ですか。

(回答 14)

正式な提出の前に、事前相談が必要です。事業計画の内容や申請者の現在の状況や、必要書類が不備なく揃っているか等について、事前に確認させていただきます。

**質問 15** 事前相談は直接窓口で行う必要がありますか。電話やメールでもよいですか。

(回答 15)

事前相談は電話やフォームメールでも可能です。フォームメールは以下の URL から送信できます。

電話 045-210-5639

電話の受付時間・曜日 月曜から金曜の9時から12時、13時から17時

※ 日本の祭日、県庁の閉庁日を除きます

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/startup-visa.html>

**質問 16** 申請は直接窓口で行う必要がありますか。郵送やメールによる提出もできますか。

(回答 16)

正式な申請の際は、直接、申請受付窓口を持参してください。郵送やメールによる提出は受け付けません。

**質問 17** 申請の際に手数料等はかかりますか。

(回答 17)

申請及び創業活動確認証明書の交付に関して、手数料はかかりません。

**質問 18** 代理人が申請手続を行うことはできますか。

(回答 18)

創業活動確認申請書、創業活動計画書等の書類は、申請人本人が準備してください。申請は、以下のいずれかに該当する方が行うことができます。

- a. 申請人本人
- b. 外国人の受入れを図ることを目的とする公益社団法人又は公益財団法人の職員で、地方入国管理局長が適当と認める者（現在、公益財団法人入管協会が該当）
- c. 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出た者。ただし、申請人本人が国外にいる場合は、本邦の事業所の設置について、申請人本人から委託を受けている者（法人である場合にあっては、その職員）であること。

なお、b又はcの方が提出する場合は、提出書類と併せて、「申請人本人との関係がわかる資料」及び「その立場にあることを説明する資料」を持参してください。

**質問 19** 申請後、回答までどのくらいの期間がかかりますか。

(回答 19)

必要書類等が不備なく揃っていれば、申請時に、この制度の担当者及び事業経営に関し見識を有する者が、創業活動の確認（審査）を行います。確認（審査）後、概ね2週間程度で回答できる見込みです。

但し、確認の結果、書類に追記の必要が生じた場合や、追加で証明書類等が必要な場合、多くの申請が集中した場合にはさらに期間を要する場合があります。

なお、「経営・管理」の在留資格の認定を受けるためには、神奈川県による「創業活

動確認証明書」の交付後、さらに東京入国管理局横浜支局における手続が必要です。入国管理局での手続に要する期間の目安については、入国管理局にお問い合わせください。

**質問 20** 神奈川県から「創業活動確認証明書」をもらえば、必ず「経営・管理」の在留資格の認定を受けられますか。

(回答 20)

神奈川県が発行した「創業活動確認証明書」は、入国管理局における審査にあたっての重要資料になりますが、証明書があれば確実に認定を受けられるとは限りません。

**質問 21** 「創業活動確認」では、創業活動のどのような点を確認するのですか。また、確認した結果、「創業活動確認証明書」をもらえないことはありますか。

(回答 21)

「創業活動確認」では、申請人が、6カ月の準備期間（創業活動期間）を経て、通常の「経営・管理」の在留資格の認定を受ける可能性が高いかという観点から評価を行い、十分な蓋然性があるか否かを判断します。従って、創業活動計画書及び添付書類には、以下のような内容を中心に、わかりやすく記入していただく必要があります。

提出書類等から十分な蓋然性があると判断できない場合、「創業活動確認証明書」を交付できません。

- ・どのような事業を行うか。(別記様式第1号の2「2」/事業の概要)
- ・どこに事業所を開設するか。(別記様式第1号の2「1」(5)エ/事業所開設場所)
- ・誰が法人役員となり、どのような役割を担うか(法人設立の場合)。(別記様式第1号の2「1」(5)キ/役員)
- ・創業活動(事業を開始するまでの活動)にどの程度の資金が必要か。またその資金をどのように調達するか。(別記様式第1号の2「4」/開業時の資金計画)
- ・どこで事業を行うか。(別記様式第1号の2「1」(5)エ/事業実施地域)
- ・どのような準備、活動を経て事業を開始するか。(別記様式第1号の3/創業活動の工程表)

**質問 22** 申請書を提出後、住所(あるいは連絡先)や事業内容等を変更することはできますか。またその場合の手続はどうなりますか。

(回答 22)

住所や連絡先を変更した場合は、至急、申請受付窓口(神奈川県産業振興課)までご連絡いただいた上で、速やかに「変更届出書」(別記様式第1号の6)と、変更した事実がわかる書類を提出してください。事業内容等の変更については、進捗状況確認の面談の際に説明してください。

**質問 23** 審査の結果はどのように連絡されますか。「創業活動確認証明書」はどこで受領できますか。また、「創業活動確認証明書」を交付されない場合は理由を教えてください。

(回答 23)

「創業活動確認証明書」を交付する場合は、申請書に記載の「申請人の連絡先」に電



話等で連絡し、申請受付窓口においてお渡しします。

交付できない場合は、「創業活動確認結果通知書」（交付できない旨を通知する文書）を郵送します。交付できない理由は開示されません。

**質問 24** 「創業活動確認証明書」に有効期間はありますか。

（回答 24）

有効期間は交付日から3カ月です。有効期間内に所定の添付資料とともに東京入国管理局横浜支局に提出し、在留資格認定証明書の交付申請を行う必要があります。

### 3. 創業活動計画書等の記入について

**質問 25** 記入の仕方がわからない場合、どこに聞けばよいですか。

（回答 25）

申請受付窓口（神奈川県産業振興課）においてご質問等にお答えします。ただし、基本的に日本語での対応になります。また、電話またはメールで予約した上で、来庁してください。

**質問 26** 書類の記入スペースが足りない場合、どうすればよいですか。

（回答 26）

ダウンロードした様式は、適宜スペースを広げて使ってください。

**質問 27** 自分の国の言葉で記入してよいですか。また、添付書類（原本）が日本語でない場合、日本語訳をつける必要がありますか。

（回答 27）

申請書等は全て日本語で記入してください。名前はアルファベット、漢字、ひらがな、カタカナのいずれかで記入してください。なお、日本語以外の言語で表記されている添付資料の場合は、日本語訳を添付してください。

**質問 28** 創業する事業の全体像が固まっていません。記入できないところは空欄でよいですか。

（回答 28）

創業活動計画書には、ある程度の裏付けをもって、今後実現、実施することが可能な内容を記入してください。実現可能性がない、または可能性がかなり低いものは記入しないでください。

どうしても記入できない項目は空欄でも申請できますが、計画書の記載内容から蓋然性があるか否かを判断しますので、空欄が多くなってしまう場合は、時間をかけて事業計画を熟考し、申請人本人が「実現可能性が高い」と思える事業計画を立てた上で申請することをお勧めします。

**質問 29** 現在はホテルに短期滞在しています。申請書の住所欄には何を記入すればよいですか。

（質問 29）

住所欄には、創業活動確認証明書の交付、さらにはその後の6カ月間の在留期間中に

連絡が取れる居所を記入していただく必要があります。申請時にホテルに短期滞在している場合は、ホテルの所在地及び部屋番号でも申請できますが、その後に居所を変更した場合には、至急、申請受付窓口（神奈川県産業振興課）に連絡してください。

**質問 30** 「1. 申請人の概要（2）事業における申請人の役職・役割」にはどのようなことを記入すればよいですか。

（質問 30）

例えば、実質的に一人で創業する場合（100%出資の場合等）は、「代表取締役」「経営全般」、「代表者として事業全体を統括する」のような記載になると思います。

他の外国人や日本人と共同で創業する場合は、事業におけるご自身の具体的な役割、例えば、「営業担当副社長として〇〇地域への販売に責任を持つ」、「取締役として〇〇プロジェクトの企画、開発、生産を統括する」、「CFOとして資金調達、財務管理、及び経営企画を担当する」などの説明になると思います。

**質問 31** 「1. 申請人の概要（3）創業の背景となる資格、職歴、特殊技能、保有特許など」にはどのようなことを記入すればよいですか。特にない場合、空欄でよいですか。

（回答 31）

創業活動計画書等の審査においては、申請人が創業活動を経て実際に要件を満たす規模の事業を始めることが可能かの蓋然性に主眼をおいて評価を行います。開始する事業に有利に働く資格、経験、技能等をお持ちの場合は蓋然性が高まると考えられます。国家資格等以外では、例えば、「〇〇大学で〇〇を専攻し、特に〇〇の研究を重ねた。」「〇〇業界の大手企業である〇〇に勤務し、〇〇等に〇〇商品の販路を開拓した。」などの経歴も有効であると考えます。特に、当制度の対象事業分野に関連する記載は重要な要素です。

**質問 32** 私は会社を設立せずに事業を始める予定です。「1. 申請人の概要（5）創業の予定」の「ア 開業予定日」や「オ 資本金・出資総額（又は自己資金）」にはどのようなことを記入すればよいですか。

（回答 32）

「開業予定日」については、一般に、株式会社等の法人の場合は「法人の登記日」、法人の形を取らずに個人事業主として始める場合は「(税務署に)開業届を提出する日」を開業日とします。また、初めて売上を計上した日をもって開業とする考え方もあります。いずれの日でもかまいませんが、いずれの日なのかわかるように記入してください。

また、「資本金・出資総額（又は自己資金）」については、個人事業主の場合は、資本金に替えて、事業を始めるために特に用意した事業資金の額を、自己資金として記入してください。

**質問 33** 自分の創業する事業が、この制度を利用できる対象業種に当てはまるかわかりません。また、「神奈川県知事が特に認めるもの」に当たる事業とはどのような事業ですか。

（回答 33）

この制度の対象となる事業は、神奈川県産の産業の国際競争力強化及び国際的な経済活

動の拠点性の向上に貢献するものに限られます。神奈川県では、これに該当するものとして以下の業種及び事業分野を指定しており、これ以外の業種に関する事業は対象外となります。

- a. 未病・ライフサイエンス事業（バイオ関連、医療機器等）
- b. エネルギー関連事業（創エネルギー、省エネルギー、蓄エネルギー等）
- c. IT・ロボット事業（ソフトウェア関連、AI 関連、IoT 関連、ICT 関連等）
- d. 観光事業（誘客促進、観光魅力づくり等）
- e. 上記のほか、本県における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点性の向上を図ることに資するものとして、神奈川県知事が特に認めるもの

上記のいずれかの対象業種に当てはまるか申請人本人が判断できない場合は、申請受付窓口（神奈川県産業振興課）にご相談ください。同様に、「神奈川県知事が特に認めるもの」として認められるか否かについても、申請受付窓口までご相談ください。

**質問 34** 日本の経済事情に詳しくないため、「2. 事業の概要（2）の「販売先、販売方法、販売単価」や（3）の「原価率、原価の内訳」などについて、具体的な内容、金額がわかりません。どのように記入すればよいですか。

（回答 34）

新たに事業を始める場合、多額の資金や多大な労力が必要になるとともに、失敗のリスクも小さくありません。申請人本人が事業を始めたい分野で十分な知見を積み、具体的な事業のイメージを確立した上で申請することをお勧めします。

**質問 35** 私は営利を目的としない事業（社会貢献事業など）を創業する予定です。「2. 事業の概要（5）収益を上げることが可能な理由、神奈川県の市場における競合他社との差別化要因」は空欄でよいですか。

（回答 35）

利益が上がりなくとも、神奈川県の産業の国際競争力強化及び国際的な経済活動の拠点性の向上に貢献する事業であれば、この制度の対象となる可能性があります。一般には、ある程度の規模を維持するための利益を上げられる蓋然性が認められない場合、「創業活動確認」をすることは難しいと考えます。

営利事業以外の事業を予定する場合は、他の在留資格の申請等も含めて、入国管理局に相談することをお勧めします。

**質問 36** 売上や費用がどのくらいになるかよくわかりません。「3. 利益計画」はどのように書けばよいですか。また、売上や費用の内訳はどのような科目を入れればよいですか。

（回答 36）

将来の売上や費用を予測することは容易ではありませんが、事業の持続可能性を判断し、回答 21 に記載したような項目を確認するために不可欠なものですので、一定程度の根拠を踏まえて、想定している事業や顧客の性質（例えば平均単価や顧客数）に即した金額を記入してください。

売上や費用の内訳については、代表的なもの（金額が大きいもの、事業の特性を示すものなど）を記入していただき、それ以外は「その他」としてまとめてかまいません。一般には、売上は製品やサービスの種類、あるいは販売先ごとに内訳を出すことが多く、売上原価には材料費や外注費、労務費（生産担当者の人件費）が含まれ、販管費には人件費（間接部門の人件費）や家賃、賃借料、販売関係費（広告費、通信費、旅費、送料等）等があります。営業利益から支払利息、特別損失、法人税等を差し引くと税引後当期損益が出ます。税引後利益は、「5. 資金計画」の「今期の利益」に対応します。

**質問 37** 「3. 利益計画」と「4. 開業時の資金計画」の違いは何ですか。

（回答 37）

一般に、資金計画は、事業に要する資金をどのように調達・運用するかを示すものであり、利益計画は、売上から費用を差し引いてどのくらい利益または損失が出るかを示すものです。特に、「4. 開業時の資金計画」では、開業の際に必要な資金とその調達方法・返済方法を記入していただくことで、申請人が在留資格の要件を満たす規模の事業を始める蓋然性や、事業が持続可能な程度の利益と資金が確保できる蓋然性を評価する資料となります。

「必要な資金」欄には、例えば、店舗の保証金や内装工事費、機械装置や器具備品などの設備資金と仕入代金・経費の支払代金などの運転資金を記入し、必要な資金と調達の方法のそれぞれの合計額が一致するように作成してください。

**質問 38** 「4. 開業時の資金計画」の「創業活動の工程表」には何を記入すればよいですか。また、記載上のポイントがあれば教えてください。

（回答 38）

「創業活動の工程表」には、法人設立等の事務的手続（定款作成、資本金払込み、設立登記、許認可取得等）、経営幹部や従業員の雇用、製品やサービスの準備、販売先や取引先との関係構築、資金調達など、事業開始までに準備すべきことを整理して記入してください。その際、回答 21 に記載したような「創業活動確認」のポイントに留意し、わかりやすく記入してください。特に、どの段階でどの程度の資金が必要であり（必要経費）、その資金をどのように調達するか（調達方法）について、現実に即した内容を記入してください。

**質問 39** 入国後すぐに開業する予定です。その場合でも「創業活動の工程表」に6カ月分の予定を書く必要がありますか。

（回答 39）

その場合でも6カ月分の予定を記入してください。開業後の予定については、事業の展開（販売活動、生産活動等）、売上や資金調達等の計画について記入してください。

**質問 40** 私は印章を使ったことがありません。書類には必ず押印する必要がありますか。

（回答 40）

印章を使う習慣のない国や地域の方は、印章に替えて署名（サイン）でもかまいません。ただし、署名は旅券（パスポート）と同じものを使ってください。

#### 4. 添付資料について

**質問 41** 「申請人の上陸後 6 カ月間の住居を明らかにする書類」(様式第 1 号の添付資料①)とは具体的にどのようなものですか。

(回答 41)

例えば、以下のような書類になります。

賃貸住宅を利用する場合：賃貸借契約書または賃借申込書

長期滞在者用宿泊施設等(ウィークリーマンション等)を利用する場合：当該施設との宿泊予約を証明する書類

知人宅等へ滞在する場合：その知人等が作成した「滞在を認める書類」及びその知人等の居住を証する書類(賃貸住宅の場合は賃貸借契約書の写しなど)

なお、賃借料等が必要な住居の場合は、6 カ月分以上の賃借料の支払いが可能であることを証する書類(預金の残高証明)も添付してください。

**質問 42** 「履歴書」(様式第 1 号の添付資料③)にはいつからの経歴を記入すればよいですか。学歴や職歴等が多すぎて書ききれない場合、どうすればよいですか。

(回答 42)

どこまで記入するかは申請人の判断になりますが、新しく始める事業、または創業活動の実現可能性を評価できるような内容については全て記入してください。

例：学校での専攻・研究内容、過去の仕事での経験や業績等

スペースが足りない場合は、適宜、行を挿入してください。

**質問 43** 「その他参考となるべき書類」(様式第 1 号の添付資料⑦)とは具体的にどのようなものですか。

(回答 43)

まず、創業活動期間中の生活資金が確保されていることを証明する資料(申請人の通帳の写し)を添付してください。また、事業資金を自己資金で調達する場合は、事業資金が確保されていることを証明する資料(同左)も添付してください。

また、その他に「創業活動確認」をするために有効となる資料があれば添付してください。例えば、開始する事業(会社)のパンフレット、製品(サービス)の説明書、(潜在)顧客との契約書、申請人の経歴や業績を証明する資料、事業資金(生活資金)が確保されていることを証明する資料などが考えられます。

#### 5. その他

**質問 44** この制度を利用する 6 カ月の間に実施される進捗状況報告のための面談とは、具体的にはどのようなものですか。

(回答 44)

6 カ月の在留期間中は、2 カ月に 1 回以上の頻度で面談を実施します。原則として、神奈川県担当者及び神奈川県が依頼した事業経営に関して識見を有する専門家が、事業所または申請人の住所を訪問し、創業活動の進捗状況について話を伺うとともに、創業活動計画書上の計画と実際の活動状況を比較し、相違がある場合にその理由等について確認します。また、資金繰りの状況について確認させていただくこともあります。

面談の実施については、創業活動確認申請書の添付資料④として提出していただく「誓約書」(6)に基づいて行うものです。

**質問 45** 6カ月の在留期間の満了時に、どのような手続が必要ですか。

(回答 45)

この制度を利用した6カ月の在留期間の経過を超えて引き続き本邦に在留し、事業の経営を行うためには、東京入国管理局横浜支局において在留期間の更新に係る手続を行う必要があります。

なお、この制度の利用期間中に創業活動の継続が困難になった場合や、「経営・管理」の在留期間の更新が認められなかったなどの場合は、本国に帰国していただくことになりますので、事業資金・生活資金とは別に、あらかじめ帰国旅費(本国までの片道航空運賃)を確保してください。